

選挙管理委員会議案

(29年第7回)

上 三 川 町

会 議 次 第

平成 2 9 年 1 2 月 1 日 午前 9 時

上三川町役場 3 階 中会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

議案第 1 号 選挙人名簿の登録について

議案第 2 号 選挙人名簿の抹消について

議案第 3 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数に
ついて

議案第 4 号 在外選挙人名簿の登録について

議案第 5 号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証
票に関する規程の一部改正について

4 その他

5 閉会

議案第1号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を平成29年12月1日選挙人名簿に登録する。

平成29年12月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

選挙人名簿 別冊

別紙

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数(H29.10.9)			今回登録者数(H29.12.1)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,218	1,238	2,456	1,213	1,233	2,446	△5	△5	△10
第2投票区	1,911	1,892	3,803	1,912	1,890	3,802	1	△2	△1
第3投票区	740	727	1,467	734	723	1,457	△6	△4	△10
第4投票区	933	969	1,902	938	966	1,904	5	△3	2
第5投票区	2,144	1,769	3,913	2,163	1,765	3,928	19	△4	15
第6投票区	1,399	1,405	2,804	1,408	1,405	2,813	9	0	9
第7投票区	1,411	1,434	2,845	1,401	1,425	2,826	△10	△9	△19
第8投票区	1,779	1,717	3,496	1,774	1,715	3,489	△5	△2	△7
第9投票区	1,439	1,416	2,855	1,442	1,412	2,854	3	△4	△1
合 計	12,974	12,567	25,541	12,985	12,534	25,519	11	△33	△22

議案第2号

選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成29年12月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり

議案第3号

選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

平成29年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成29年12月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数

511 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の6分の1の数

4,254 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

8,507 人

議案第4号

在外選挙人名簿の登録について

次の者を平成29年12月1日在外選挙人名簿に登録するものとする。

平成29年12月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

最終住所又は申請時における本籍	経由領事官の 名 称	氏 名	生年月日	性別	備考
[Redacted]					

議案第 5 号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正について

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和 56 年選挙管理委員会告示第 4 号）の一部を改正する規程を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 12 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

理由

県の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程が改正されたことに伴い、様式を統一させるため、本規定の一部を改正する。

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月1日

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規程

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年上三川町選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第1条関係）

政治活動用事務所 年 月 日まで有効 () 上三川町選管No.

備考 ()には、申請者が候補者等の場合には「候補者等」と、申請者が後援団体の場合には「後援団体」と表示するものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。